

井原地区消防組合

地球温暖化対策実行計画

令和 3 年 4 月 1 日

井原地区消防組合

井原地区消防組合地球温暖化対策実行計画

目 次

第 1 章 実行計画の基本的事項

1	実行計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	実行計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	実行計画の対象とする事務・事業・・・・・・・・	1

第 2 章 地球温暖化の基礎知識

1	地球温暖化問題とは・・・・・・・・	2
2	地球温暖化による影響・・・・・・・・	3

第 3 章 井原地区消防組合の削減目標

1	これまでの取組み・・・・・・・・	4
2	方針・・・・・・・・	4
3	目標・・・・・・・・	5
4	削減目標達成に向けた取組み・・・・・・・・	6

第 4 章 今後の流れ

1	進捗管理・・・・・・・・	7
2	実施状況の公表・・・・・・・・	7

実行計画の基本的事項

1. 実行計画の目的

井原地区消防組合では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「井原地区消防組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 実行計画の期間

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間を計画期間とし、本計画の基準年度は、令和2（2020）年度とします。

3. 実行計画の対象とする事務・事業

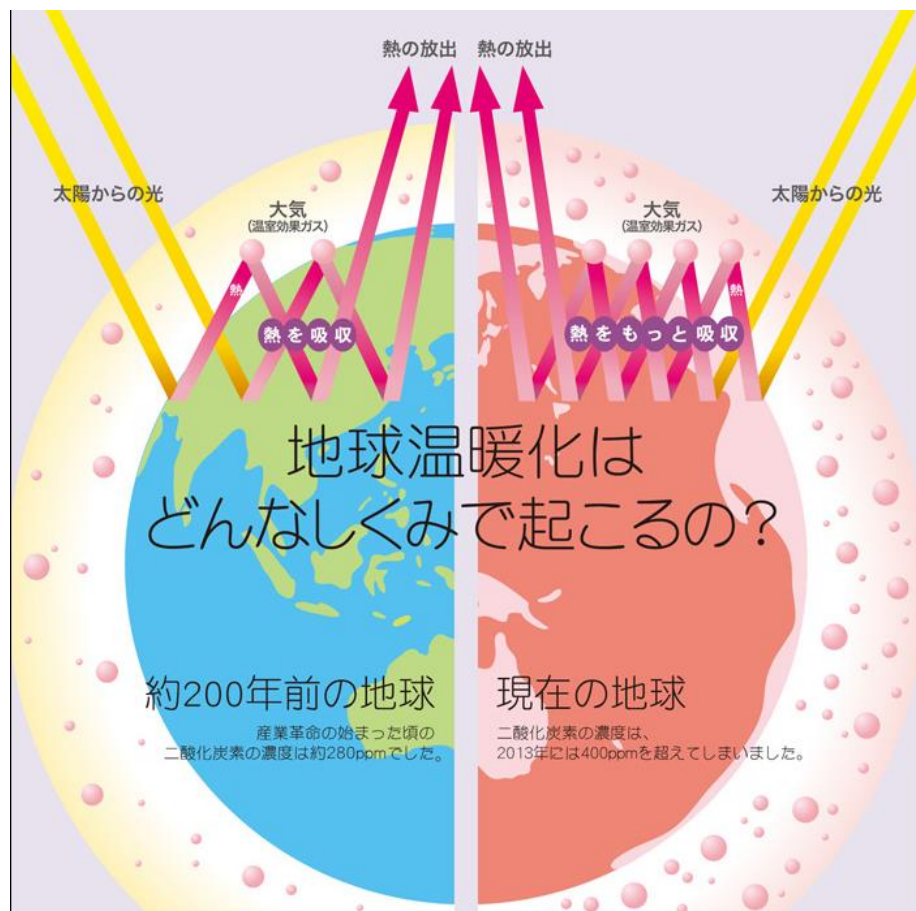
区分	組織・施設等
消防本部	総務課、警防課、予防課、通信指令室
消防署	井原消防署、矢掛出張所、美星分駐所、芳井分駐所

第1章 地球温暖化の基礎知識

1. 地球温暖化問題とは

現在の地球は過去1400年で最も暖かくなっています。この地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象、すなわち地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなっています。その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられています。

これら近年の、それから今後数十年から数百年で起こると予想される気候の変化がもたらす様々な自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見いだしていかなければなりません。これが、「地球温暖化問題」です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2. 地球温暖化による影響

地球が温暖化することによって、地球の気温や水温が上昇します。これによって、氷河や南極の氷など地球上の氷が溶けはじめ、海の水面が上昇してしまうという現象が起こります。また、水温が上がることで海水が膨張し、これも海面上昇現象に拍車をかける結果になります。実際はここ100年間ほどで世界の海面が約15cmも上昇したというデータもあります。このまま、地球温暖化が解決しなければ、海面上昇は今後も続き、これから100年の間に海面が9～88cmも上昇すると言われています。

この海面上昇によって、南太平洋の島国は大きな被害に晒されると予測されており、それは同じ島国である日本も例外ではありません。海面上昇することで人間の生息スペースが減り、土地からの天然資源搾取や農作物の栽培にも悪影響が出ますので、食糧や資源の不足が発生する危険性もあります。

地球温暖化は異常気象のきっかけにもなると考えられています。集中的な豪雨で水量が増加し、洪水を引き起こす可能性があります。台風やハリケーンの規模が今までよりも大きくなって、人命や自然環境にダメージを与えることもあります。また、猛暑が続けば人間の体にも負担がかかります。熱中症など夏に多い疾患の発生率がアップして、健康被害が増加することも予測されます。現在は、暑い地方でしか発生しないと言われているマラリアなどの病気も発生範囲が広がって、日本も発生地域に含まれる可能性もあります。

このまま地球の温暖化が進行すれば、世界経済にもダメージを与えかねません。もし異常気象で建物が崩壊や農作物の栽培量が減少すれば、当然経済的な危機に瀕することになります。自然環境と経済には密接な関係があり、地球温暖化によって自然環境が乱れれば、世界中の失業率が上昇するなど、貧困化が進むことが懸念されています。

第2章 井原地区消防組合の削減目標

1. これまでの取組み

ここまで、地球温暖化とその影響について列記してきました。地球温暖化対策の必要性和重要性を理解したところで、次は当消防組合が行うべき地球温暖化対策の取組み目標を決定します。

井原地区消防組合においては、かねてより地球環境の保全を視野に入れ、紙の使用量の削減、ごみの減量とリサイクルの推進、燃料、電気・ガス・水道使用量の削減などを目標に推進してきました。今後この目標を確実に達成するために、各職場単位での取組みが不可欠なことから、各課長を実行計画の実行責任者とし、また、各課、室、署所に実行責任者を補佐する環境推進員を配置し、職員の環境・節約に対する意識を高めるとともに、地球温暖化対策の取組みを推進していきます。

2. 方針

井原地区消防組合では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

井原地区消防組合は、井原市と矢掛町から構成されており管轄しています。井原市及び矢掛町の環境法・条例等を順守し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進していきます。

基本方針

1. 日常的な取組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 目標

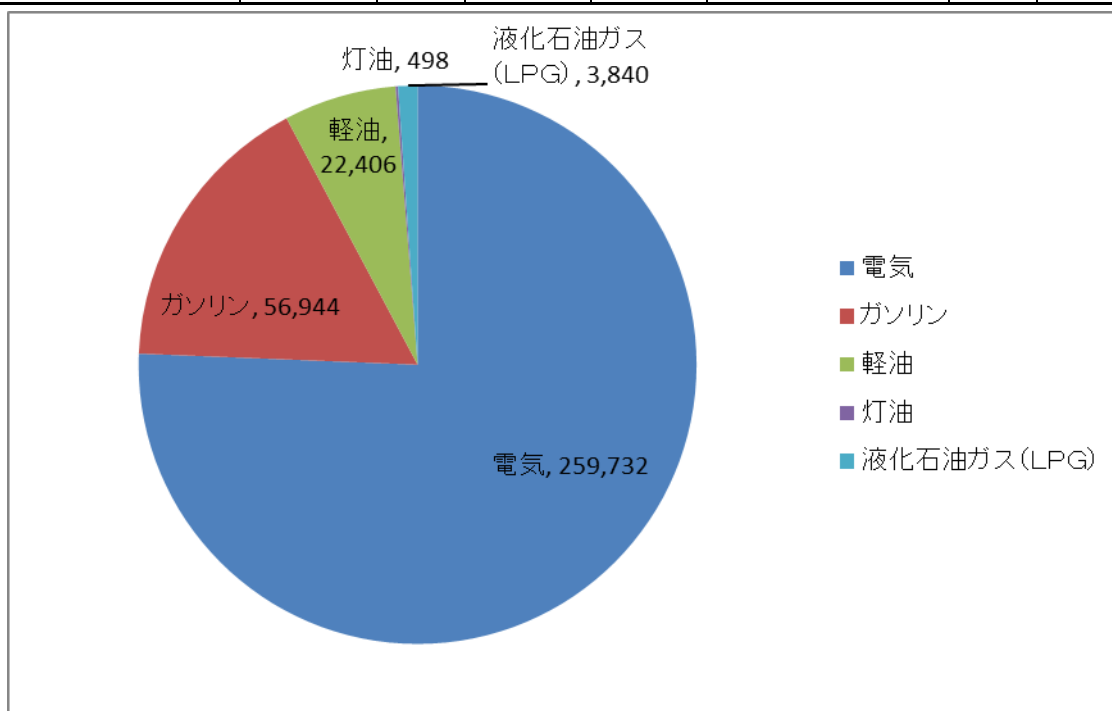
井原地区消防組合は、計画期間中に井原地区消防組合から排出される温室効果ガス総排出量を、令和7年度までに、5%削減します。(令和2年度を基準とします。)

また、平成29年、30年と出張所、分駐所の新築、改築等があり、建物を電化にしたことから、ガスの使用量は減少したが、電気使用料は増加したため、電気使用料の削減を中心に削減していきます。

目 標	井原地区消防組合は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を 5% 削減します。
-----	--

令和2年度温室効果ガスの種類別排出量について

対象項目	使用量	単位	排出係数	単位	二酸化炭素排出量	単位	割合(%)
電気	408,383	kWh	0.636	kg/kWh	259,732	kg	76%
ガソリン	24523.83	L	2.322	kg/L	56,944	kg	17%
軽油	8667.56	L	2.585	kg/L	2,406	kg	7%
灯油	200	L	2.489	kg/L	498	kg	0%
液化石油ガス(LPG)	1280	m ³	3.000	kg/m ³	3,840	kg	1%



※令和2年度温室効果ガスの種類別排出量をみると、電気の使用による二酸化炭素排出量が大きな割合を占めているのが分かります。

削減目標について

平成28年度以降の地球温暖化対策の目標を定めるにあたり、次の事項を考慮することとします。

- 地球温暖化が私たちの生活に及ぼす影響を鑑みると、地方公共団体の役割と責任において、地球温暖化対策に真摯に取り組まなければならないこと。
- 救急出動件数の増加、各種訓練等の充実による、車両使用に伴うガソリン・軽油使用量及び走行距離の増大は、消防業務上必要不可欠なものであること。
- 削減目標については、国や井原市、矢掛町の数値を参考にすること。

4. 削減目標達成に向けた取組み

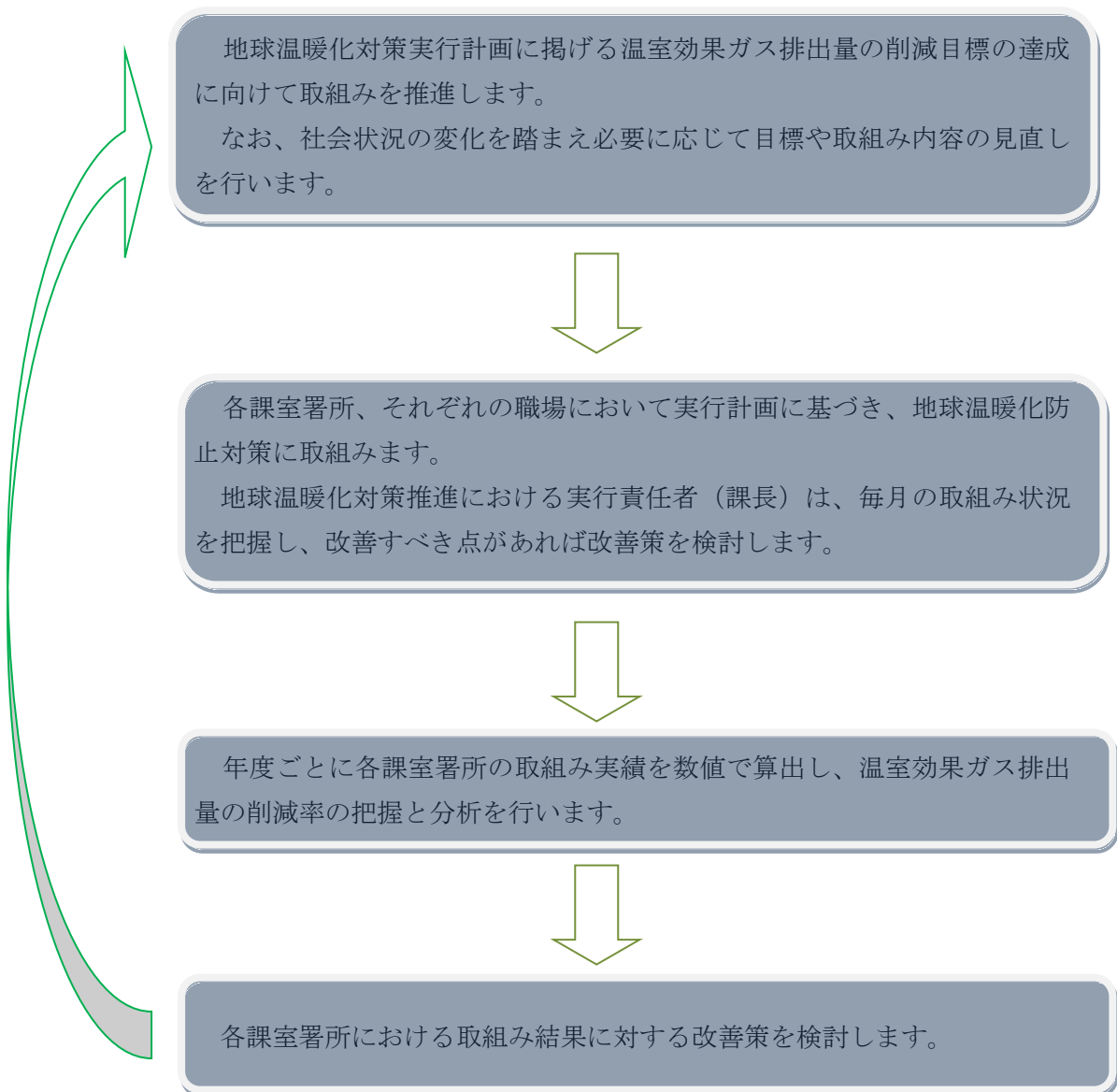
削減目標を達成するには、職員の温室効果ガス削減に対する取組み意識のさらなる向上と削減の結果が数値で示されることが求められます。

当消防組合が取組む具体的な内容は次のとおりです。

地球温暖化対策の具体的な取組み	
項目	取組み内容
空調	・空調設定温度・湿度の適正化 ・使用されていない部屋の空調停止 ・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 ・夜間等の外気取入れ
照明	・照明を利用しない場所におけるこまめな消灯 ・昼休みの休憩時間中は消灯 ・残業時は必要な場所以外は消灯
事務機器	・使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・緊急時等の活動を除いて、エコドライブを心掛けること
用紙類	・両面コピー、裏面利用の徹底 ・資料の共有化や簡略化 ・庁内情報システムの有効活用
廃棄物 リサイクル	・排出ゴミの分別促進、資源化促進 ・割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
物品購入	・グリーン購入の推進
その他	・ここに記載されていない項目についても、積極的に職員各自が節電意識をもって取組むこと。
特に取組むこと	
●電源オフの徹底（電灯、パソコン、廊下、便所、食堂、お風呂など） ●冷暖房の温度設定の厳守（事務所、会議室、研修室、食堂、仮眠室など） ●職員一人ひとりがさらに節約意識を高め、各取組みを実行する。	

第3章 今後の流れ

本計画を実行するために次のとおり進捗管理を行い、地球温暖化対策の取組みを推進していきます。



1. 実施状況の公表

本実行計画の策定及び取組み状況等について、次により管内住民等に公表する。

- ① 井原地区消防組合ホームページ